

平成年29年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

部 会	第一部会	事業コード	22200101
事業名称	青少年体験活動事業	事業担当課	青少年対策室

◎ヒアリング(第2回委員会)

番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
1	自然体験村・旅行業法に関して	自然体験村は宿泊費を伴うということで、旅行業法に引っかかってしまうことにより中止ということだが。	平成28年12月に白岡市の教育委員会が主催したスキーツアーがはじめに指摘されたことから、埼玉県観光課から通知が発せられたものである。このことにより国内各地で市町村主催のキャンプ事業などが中止とならざるを得ない状況になった。川口市でも認識の甘さを反省しなければいけないということで、キャンプ事業を中止した。ただ、平成29年度に限っては、宿泊を伴うキャンプはできないため、日帰りのデイキャンプを行う予定である。	
2		一般の旅行会社が行っているような収益事業ではなく、費用も受益者負担により実費を負担してもらっているのであれば、旅行業法に引っかからないのではないか。そのことを弁護士などに相談し、研究していくべきではないか。	今後研究していきたい。	
3		平成29年度の予算計上時点では自然体験村の中止は想定していなかったのか。	平成28年12月に埼玉県の観光課から通知があったため、その時点で予算要求は終わっていた。また、中止を決めたのは平成29年5月末であったため、今年度はデイキャンプとしてキャンプ事業を実施する予定である。	
4		デイキャンプの参加者数は何人を想定しているのか。	20人で実施する予定である。	
5		通学合宿は旅行業法に引っかからないのか。	旅行業法では、市が宿泊費及び運送費を徴収すること自体が違反だとして法に抵触している。通学合宿は参加費を徴収しているが、これは食費の実費負担であるため宿泊費が発生していないうえに、現地(公民館)集合・解散であるため運送費も発生していない。そのため、実施可能である。	

番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
6	通学合宿に関して	通学合宿はアンケートによると10年に一度程度しか同じ場所で開催されないとのことだが、それで公平性は保たれるのか。	通学する小学校と宿泊する公民館との距離や、銭湯の減少により、開催できる場所が限られてきている。年2箇所の開催であり、未実施箇所や古い開催地を優先して実施するようにしているが、どうしても、数年から10年程度実施できない状況になってしまう。	
7		ボランティア等の確保が困難だということは課題に書かれていたが、他に多く開催出来ない理由はあるのか。	銭湯が近くにないことや、学校からの距離が離れすぎていることなどである。	
8		アンケートでも多くの開催が望まれているので、もっと多く開催できる方法を考えてもらいたい。	今後研究していきたい。	
9	ボランティアの活用について	市として、ボランティアなどの活用などにか代替策を探していく必要があるのでは。	現在、青年ボランティア・指導者養成講習会を実施して若手の指導者を集め育成しており、様々な事業に参加してもらうことを考えている。 通学合宿事業の代替としては、昨年度、ある公民館で実施したクリスマス会の中で、若手のボランティアや通学合宿の生活指導者、地域の育成協議会である町会の方に協力してもらいながら、参加する子供との世代間交流や、地域に根ざした体験活動をテスト的に実施したところである。	
10		ボーイスカウトやガールスカウトなどの活用についてはいかがか。	キャンプはボーイスカウトにお願いして実施している。また、県が委嘱している青少年相談員にお願いするなどしている。	

◎追加項目(第3回委員会で  
回答)

番号	委員の要求	回答方法	回答内容
1	自然体験村について、法的な問題を含めて今後どうしていくのか。	説明	7月28日付けで観光庁より、自治体が企画・運営に関与するツアーで、営利性、事業性のないものについては、旅行業法の適用がないと解される旨の通知があった。 法抵触の懸念がなくなったことから、国の留意事項を遵守しつつ、今後も、自然体験村を実施する予定である。
2	学校との連携や募集の方法、他団体(ボランティア団体など)との連携について今後の見解を。	説明	各学校には、児童・生徒あてチラシの配布等、事業の周知と募集に関する協力をしてもらっている。通学合宿においては、開校式・閉校式への学校長・担任教諭等の参加もある。 自然体験村では、ボーイスカウトやガールスカウトの協力のもと、キャンプリーダー(指導者)を派遣してもらっており、通学合宿においては、子ども会の指導者やジュニアリーダー、プレイリーダー、青少年相談員、ボーイスカウト等様々な団体から生活指導者や協力者として参加してもらっている。 今後も、他団体との連携により、質の高い体験活動事業を提供するとともに、地域で活動する様々な人と関わることにより、青少年に地域に対する愛着を持ってもらいたい。
3	通学合宿については、地域によって開催されない、または開催されても10年に一度程度というバラつきがあるということなので、市内を対象としているということであれば不公平が出てしまうのではないかと。多くの開催が市民から要望として出ているので、どうすれば開催できるのかを検討してほしい。	説明	学校や公民館の行事との時期的な競合や、生活指導者の確保等の理由により、年2箇所の実施に留まっているものであり、同じ内容で箇所数(回数)を増やす場合には、青少年育成協議会等、各地域の団体が主体となった実施が望ましいが、現状では困難である。 公民館での合宿のみ(通学なし)とする等、内容を変更して実施する場合には、全市的に募集することが可能である。
4	課題に町会・自治会や青少年育成団体のより積極的な関わりが必要と記載があるが、これまでの連携事例について聞きたい。	説明	通学合宿に関する課題として記載したものである。通学合宿は、実施場所となる公民館地区青少年育成協議会との共催事業であり、登下校時や奉仕活動等への地域住民の参加協力をお願いしているが、実際は、開校式・閉校式への会長の出席しか期待できない状況となっている。
5	自然体験村も通学合宿も主催は川口市青少年保護育成本部となっているが、これは市の機関なのか。	説明	地方自治法第180条の2に基づく機関として、青少年関係行政機関や団体との連絡調整、青少年の非行防止と健全な保護育成に関する事業の企画運営・実施を目的とし、規則で設置している。市長を本部長とし、教育長や警察署長も構成員となっている。

平成年29年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

部 会	第一部会	事業コード	22200401
事業名称	青少年団体活動支援事業	事業担当課	青少年対策室

◎ヒアリング(第2回委員会での質問)

番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
1	特定財源について	川口市が戸田競艇企業団から助成金をもらっている経緯を教えてください。	戸田・蕨・川口市の3市で戸田競艇企業団と連携しており、分配金として受けている。	
2		この助成金は青少年の育成のための助成金ということか。それ以外には使えないという認識でよいか。	そのとおりである。	
3	青少年団体活動助成金について	青少年地域・ボランティア団体活動助成金の交付先3団体の交付金額に差があるが、違いはなにか。	内訳としては、子ども会1団体に対して12,500円を148団体に交付しており、1,850,000円。ボーイスカウト川口支部は人数が多いということで255,000円、ガールスカウト埼玉県第50団に対して120,000円である。	
4	川口市青少年相談員登録者数について	非常に青少年相談員の登録者数が少ない。	青少年相談員協議会という埼玉県が委嘱している団体であり、各市町村で組織することとなっている。昔は100名近くいたが現在は減っている状況である。今後増やすような活動をしていこうと考えている。	
5		具体的にどういった方たちが登録しているのか。年間の活動(拘束)時間は。	18歳から36歳までの若い方が、子供たちに遊びを教えている。埼玉県に登録すると同時に川口市の登録となる。青年ボランティア養成講習会で中学生や高校生を養成しているが、その子たちの次のステップとして青少年相談員協議会に登録するという流れになっている。拘束時間は把握していないが、現在の登録者は活発な活動をしている。	

◎追加項目(第3回委員会で  
回答)

番号	委員の要求	回答方法	回答内容
1	交付金・助成金交付団体内訳表のうち、戸田競艇企業団からの助成金を充てている団体はどれか。また、その助成金の金額と、どういう活動に充てられているのか、それらがわかる資料がほしい。	資料	別添資料にて回答

平成29年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

◎追加項目(第3回委員会で回答)

事業名称(青少年団体活動支援事業) 番号1 の添付資料

戸田競艇企業団からの助成金については、川口市青少年対策事業の促進を図る目的であることから、青少年団体活動支援事業に充当し、その中で下記に振分けている。

助成金名	助成金充当団体	活動内容	市からの助成金額(28年度)	戸田競艇企業団からの助成金充当内訳		
				26年度実績	27年度実績	28年度実績
川口市青少年団体連絡協議会助成金	川口市青少年団体連絡協議会加盟16団体 ・川口市連合少年団 ・川口市子ども会連絡協議会 ・日本ボーイスカウト埼玉県連盟みなみ地区川口支部 ・川口市少年少女合唱団 ・川口リトルリーグ ・川口市剣道連盟少年少女クラブ ・川口市少年サッカー連盟 ・川口市少年野球軟式連盟 ・川口市民吹奏楽団 ・川口市ミニバスケットボール連盟 ・ガールスカウト埼玉県代50団 ・青木バトンクラブ ・川口市初午太鼓連絡協議会 ・川口市空手道連盟少年クラブ ・川口子どもクラブ育成会 ・川口市柔道連盟クラブ	団体の年度運営	160,000円 加入団体@10,000円×16団体	160,000円	160,000円	160,000円
青少年まつり実行委員会活動助成金	青少年まつり実行委員会	川口市青少年団体連絡協議会に加盟する団体の活動紹介とPRをする	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
野外活動バス助成金	青少年団体等に所属している団体(子ども会・サッカーチーム・軟式野球チーム等)	野外活動のバスの借上	1,380,000円 @20,000円×69団体	2,225,000円	1,560,000円	1,380,000円
大会派遣助成金	青少年団体等に所属している団体及び個人	川口市の代表として全国大会以上の大会に出場	475,000円 内訳 (個人)全国5,000円海外10,000円 @5,000円×15名=75,000円 (団体)全国50,000円海外100,000円 @50,000円×8団体=400,000円	315,000円	245,000円	475,000円
海外派遣助成金	国際協力機構JICA	国、県等が行う海外派遣	140,000円 @20,000円×7件	0円	20,000円	140,000円
夏季キャンプ活動バス助成金	複数の単位団体で組織する団体(戸塚地区子ども育成会連絡協議会)	夏季に実施する、バスを利用した2泊以上のキャンプ	100,000円	0円	100,000円	100,000円
青少年地域・ボランティア団体活動助成金	・川口市子ども会連絡協議会 ・日本ボーイスカウト埼玉県連盟みなみ地区川口支部 ・ガールスカウト埼玉県代50団	団体の年度運営	2,225,000円 内訳 ・子ども会 1,850,000円 @12,500円×148団体 ・ボーイスカウト 255,000円 基本額 120,000円 @15,000円×9団体=135,000円 ・ガールスカウト 120,000円	0円	315,000円 (助成金の一部)	145,000円 (助成金の一部)
計				3,200,000円	2,900,000円	2,900,000円

平成年29年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

部 会	第一部会	事業コード	52300601
事業名称	放置自転車保管管理業務	事業担当課	交通安全対策課

◎ヒアリング(第2回委員会での質問)

番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
1	予算について	委託内容を見直すことによって2千万円の削減ができたとのことだが、その要因はなにか。	平成27年度までは定点型で配置人数を多くしていたところを、平成28年度からは巡回型に変えそれに伴う人件費の縮減により削減できた。	
2	放置自転車台数について	昭和59年当初は8千台、現在は千台程度の放置自転車台数とのことだが、この数字は放置自転車禁止区域全部のものなのか。過去5年程度の推移を知りたい。	過去3年間の自転車の放置状況を補足資料に示してある。台数は全部の駅の合計である。平成23年度くらいから千台程度に落ち着いている。	
3		補足資料の自転車の放置状況では、平成27年度と平成28年度の推移をみると、川口駅が極端に増えており、西川口駅が極端に減っている。その要因は何か。	平成28年度から指導員を巡回型に変えたことが要因のひとつかと思われるが、駅によって極端な差が出ている要因については不明である。  (追加回答) 西川口駅につきましては、他の駅と比較して特別な放置自転車対策を実施したわけではなく、また、川口駅についても、通常の放置自転車対策を実施している。両駅とも商店などが密集している地域があるため、何らかの周辺環境の影響を受けたことが要因ではないかと思われる。	第3回部会で回答
4		放置しないことが一番だが、その防止策として外国人への対応は何かしているのか。(日本語だけのチラシ等なのか、外国語のチラシ等の工夫はあるのか。)	現在外国人に向けて具体的な取り組みは行っていないが、今後、外国人の方の駅前利用は増加していくと思われるので、チラシ・警告札等の外国語表記等について検討していく。	第3回部会で回答
5		川口駅の商店街近辺の放置自転車が多いということだが、具体的にどのあたりか。なぜ多いのか。	川口そごうの裏側、スーパーの側、樹モールが多い。買い物される方は、目的のお店の目の前にとめる方が多く、短時間での放置自転車が多い。	
6		撤去は放置自転車が多い買い物客が多い時間帯に行っているのか。	買い物客がとめてすぐは撤去しない。警告札を貼付し、ある程度時間が経過したら、撤去している。	
7		大宮駅や浦和駅周辺はあまり放置自転車を見かけないが、川口市は多い印象である。川口市でも駅によって放置自転車の台数にバラつきがある。巡回するにしても、重点地域を設けるなど工夫が必要だと思うが何かされているのか。	川口駅東口が、商店街がある関係で放置自転車が多いため、多く人員を配置している。	

番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
8	保管自転車の返還について	それぞれの自転車保管場所によって自転車の返還率に差異があるが、なぜか。	撤去自転車に関して、防犯登録がされている場合には所有者を特定し、引き取りに関しての通知をしている。差異があるのは、保管場所の台数が違うのが要因のひとつではあるかと思う。	
9		保管場所の位置が良くないからではないか。例えば、芝樋ノ爪の保管所は撤去駅からすると遠い。中には鳩ヶ谷の保管所のほうが近い撤去駅がある。	駅から遠いと引き取りに行きづらいという側面はあると思われるが、新たな保管場所を確保するのは困難である。	
10		ほかに用地を確保する予定はないのか。	駅近辺に多くの台数を収容できる敷地や用地が見つからないのが現状である。また、あまり近いと撤去しても抑止力に繋がらない。	
11		返還時の料金についてはいくらか。	自転車が1,000円、原付は2,000円である。近隣でもほぼ同じ金額である。	
12		他の自治体でも返還率は同じくらいか。	他の自治体でも60%程度である。	
13	課題及び改善方策について	放置自転車に対する対策よりも、放置自転車がなくなるにはどうしたらよいかを考えることが重要ではないか。課題の解決についてどう考えているのか。同じ予算をかけるにしても、民間を活用して、駐輪場を作るなど防止策を考えていくべきではないか。	民間の駐輪場設置に関する補助も実施しており、これまでに22件ほど事例がある。	
14		市営の自転車駐車場の利用率はどのくらいか。その利用率は収容台数に余裕があるのかないかによって意味合いが違ってくる。自転車駐車場の不足しているということであれば駐輪場の数を増やしたほうが良いのでは。	市の自転車駐車場全体の利用率は平成28年度は78%であるが、収容台数100%での数字ではない。駅から離れている場所や地下については利用率は低い傾向にある。  (追加回答) また、放置は駅から離れた商店街周辺に多く、放置防止指導員が駐輪場を案内しても、目的地への導線から離れた駐輪場へ行くのが煩わしく、放置しているのが現状である。  ※各自転車駐車場の利用率については別添資料のとおり。	第3回部会で回答



◎追加項目(第3回委員会で  
回答)

番号	委員の要求	回答方法	回答内容
1	長期的な対応として、民間活用を含めた駐輪場の整備など考えてみても良いのではないか。	説明	市内の各駅周辺は商業施設が密集しており、駐輪場建設用地を確保することは難しい状況であることから、民営自転車駐車場の補助金制度のさらなる活用を図るため、周知および交付条件の緩和について検討していく。
2	自動車を駐車禁止区域でも数分も駐車していると切符を切られる。そのことで駐車禁止の意識が生まれるので、自転車も同じような罰則があったほうが効果があるのではないか。 当面的な対応として、このようなことも考えてみてはいかがか。	説明	先日のヒアリングの中でお話のあった浦和駅等の放置自転車の少ない地域の対策方法を参考にしながら、啓発・警告方法等について研究していく。
3	多くとめられてしまうという商店街について、買い物客の利便性という意味でも商店街との連携についてどう考えているのか教えてほしい。	説明	駅前の銀行や小売店と協議し、店前の放置自転車が減少した例もあることから、今後、機会をとらえながら商店街等と協議し、連携を図りながら、放置自転車対策に取り組んでいく。
4	外国人対応について、どういう対応をとっているのか。また、将来どういう対応を考えているのか考えを示してほしい。	説明	現在外国人に向けて具体的な取り組みは行っていないが、今後、外国人の方の駅前利用は増加していくと思われるので、チラシ・警告札等の外国語表記等について検討していく。

# H28年度 自転車駐車場利用状況

平成29年 3月末現在

駅名	駐車場名	収容台数	月極登録利用(1日平均)			一時利用(1日平均)		合計	
			台数	原付	合計	自転車	原付	利用台数	利用率
川口	栄町 自転車駐車場	1,602 台	932 台	0	932 台	488 台	19 台	1,439 台	89.8 %
	川口駅東口地下 自転車駐車場	2,700 台	1,508 台	0	1,508 台	1,361 台	0	2,869 台	106.3 %
	幸町 自転車駐車場	1,669 台	306 台	0	306 台	54 台	0	360 台	21.6 %
	川口 自転車駐車場	3,241 台	1,780 台	0	1,780 台	1,356 台	0	3,136 台	96.8 %
西川口	並木 自転車駐車場	278 台	287 台	0	287 台	127 台	0	414 台	148.9 %
	西川口 自転車駐車場	535 台	152 台	0	152 台	423 台	0	575 台	107.5 %
東川口	戸塚 自転車駐車場	374 台	309 台	0	309 台	158 台	0	467 台	124.9 %
	東川口 自転車駐車場	278 台	178 台	0	178 台	71 台	19 台	268 台	96.4 %
	東川口地下 自転車駐車場	1,112 台	462 台	0	462 台	249 台	0	711 台	63.9 %
新井宿	新井宿地下 自転車駐車場	1,230 台	307 台	0	307 台	151 台	0	458 台	37.2 %
鳩ヶ谷	鳩ヶ谷駅第1 自転車駐車場	1,430 台	745 台	0	745 台	248 台	0	993 台	69.4 %
	鳩ヶ谷駅第2 自転車駐車場	285 台	204 台	45 台	249 台	0 台	15 台	264 台	92.6 %
	南鳩ヶ谷駅 自転車駐車場	765 台	470 台	21 台	491 台	174 台	6 台	671 台	87.7 %
川口元郷	川口元郷地下 自転車駐車場	1,850 台	582 台	0	582 台	331 台	0	913 台	49.4 %
合計		17,349 台	8,222 台	66 台	8,288 台	5,191 台	59 台	13,538 台	78.0 %

※登録台数は4～翌3月の登録利用台数の合計を12カ月で割り、四捨五入した月平均のもの。

※一時利用は4～翌3月の利用台数の合計を365日で割り、四捨五入した1日平均のもの。

※一時利用は1台のラックを1日に複数回使用する場合がありますため、利用率が100%を超える場合があります。

平成29年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

部 会	第一部会	事業コード	52300701
事業名称	撤去自転車再生事業	事業担当課	交通安全対策課

◎ヒアリング(第2回委員会での質問)

番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
1		なし		

◎追加項目(第3回委員会での回答)

番号	委員の要求	回答方法	回答内容
1	無償で海外譲与しているのに、経費がかかっている。譲与側がお金をかけているのはおかしいのではないか。相手に負担してもらっても良いと思うが、この経費は何にかかっているのか。	説明 (参考:写真)	ムコーバ(再生自転車海外譲与自治体連絡会)とは、各自治体が開発途上国への支援のため、撤去した自転車のうち、所有者が引取らなかった自転車の譲与を目的に集まった組織であり、それぞれの自治体が慈善事業の意思をもって活動するものである。また、経費の内容については、自転車を通常安全に利用できる状態への整備費、輸送費及びスペア部品等の経費である。





再生自転車は日本郵船グループの協力で世界各国の港へ海上輸送される



現地での再生自転車の組み立て作業（タンザニア）





奥地への輸送は小船を利用（パプアニューギニア）



保健ボランティアへの再生自転車の配布（カンボジア）



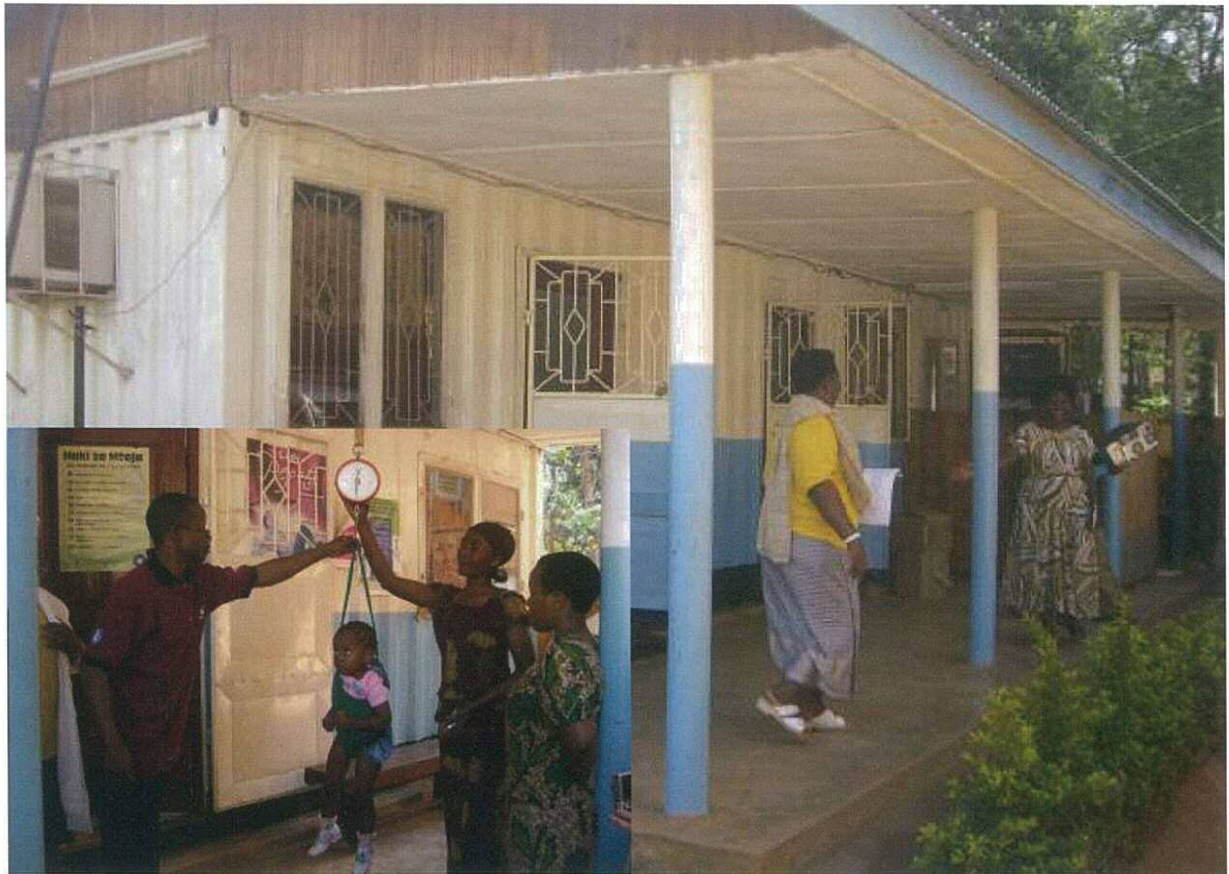


再生自転車を利用する保健ボランティア（スリランカ）

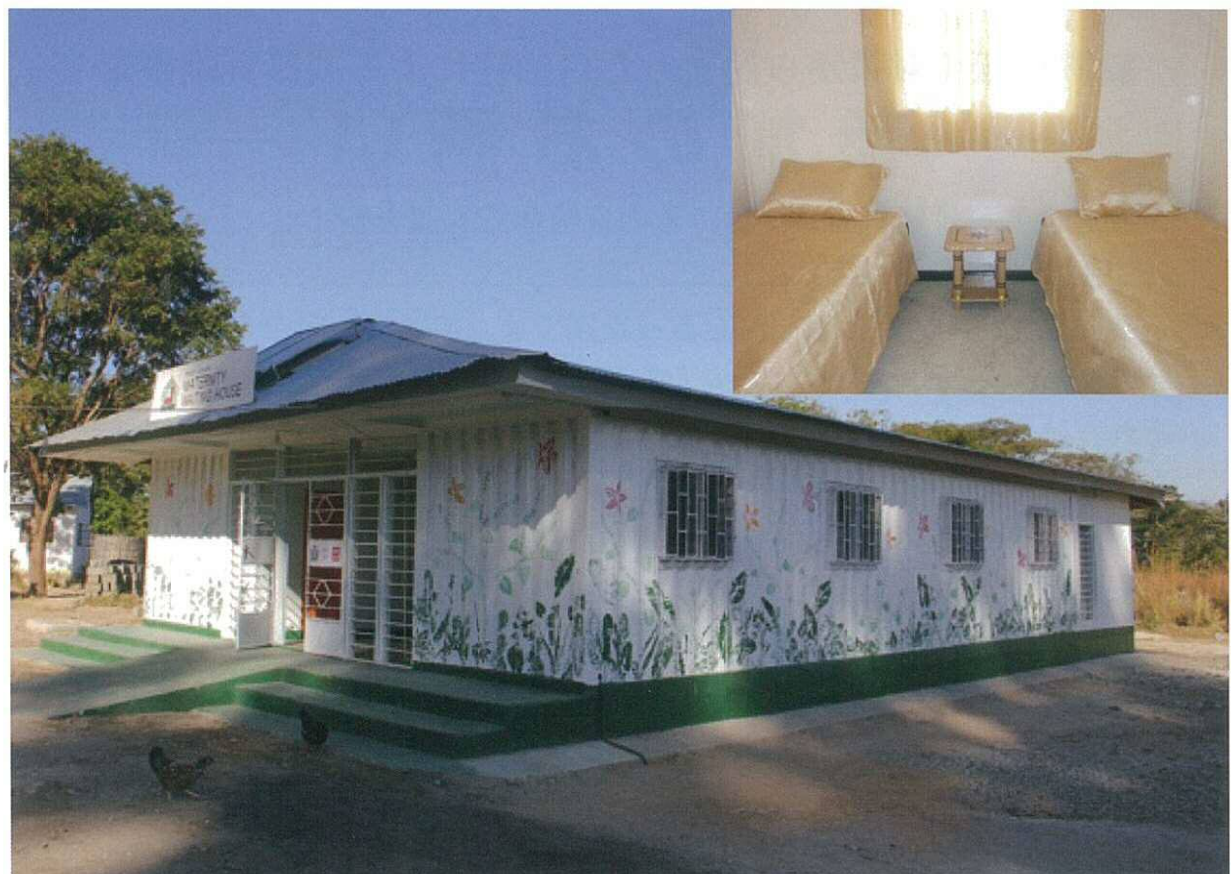


二輪救急車として使われる再生自転車（ザンビア）





再生自転車を運んだコンテナは、改造されクリニックとして再利用されている



コンテナを再利用し建設されたマタニティハウス「出産待機ハウス」(ザンビア)

平成29年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

部 会	第一部会	事業コード	43100701
事業名称	路上喫煙防止事業	事業担当課	廃棄物対策課

◎ヒアリング(第2回委員会での質問)

番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
1	路上喫煙禁止区域の表示について	これまで指導した中で、「禁止区域だと知らなかった」と言う人がどれほどいたのか。 そもそも周知度はどれくらいか。	パトロールの指導内容については日報で報告されるが、禁止区域だと知っていたもしくは知らなかったという問いはしていないため把握していない。指導としては、ここは禁止区域である旨を説明するに留まる。	
2		路上喫煙はだめということはわかっているが、自分のいるこの場所が路上喫煙禁止区域であるということがわからないのではないかと。ポケットティッシュで啓発していても、禁止区域がわかるものも啓発しないと相手には伝わらないのではないかと。	駅前に看板の設置をしている。また、路面シールの中にも禁止区域の地図が入ったものを3年前くらいから貼るなどの工夫はしている。	
3		喫煙禁止は24時間なのか。	そのとおりである。	
4	周知について	PRの仕方などに工夫が必要か。(キャストビジョンやFMかわぐち、ケーブルテレビなどのメディアを利用するなど)	ゴミの減量の強化月間などは、キャストビジョンを使って広報している。路上喫煙禁止に関することについても検討していく。	
5		この取り組みが始まった当初は注目もされたと思うが、時間が経つにつれ風化してしまう。浸透させるには、継続的なPRが必要である。	駅前のキャンペーンでは市長が直接市民へ訴えている。キャンペーンを行うことで相乗効果があるようなものを考えていきたい。	
6		PRESS530(ごみまる)にも路面シールなどの掲載があるのか。	以前発行したものを補足資料としている。この回では、路面シールなどの画像を載せた。	
7		紙面での広報は、見る人と見ない人とがいるのではないかと。	広報かわぐちにも毎年路上喫煙防止に関する記事を載せているが、紙面の関係で大きくは載せられていない。本年度は、7月号に掲載した。なるべく周知に努めたい。	

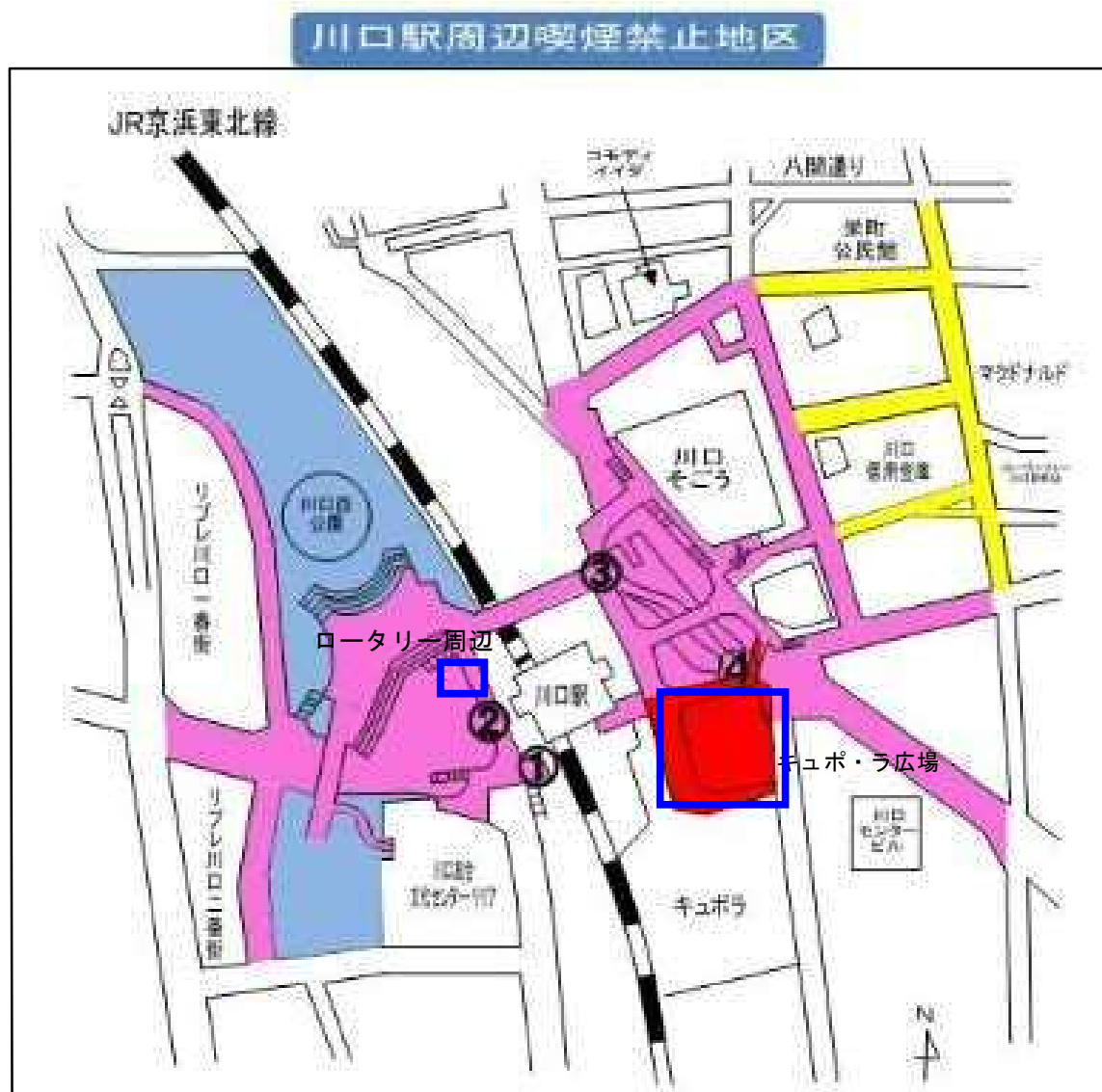


番号	項目	質問/指摘の内容	回答内容	備考
8	罰則について	川口市では罰則がないが、さいたま市は厳しくしている。中央区なども厳しいようだが、川口市では罰則は考えないのか。	条例上では喫煙者のマナーの向上を趣旨としているため、今後も罰則については検討していない。	
9	禁止区域の連携について	放置自転車の禁止区域とほぼ同じ区域となっているが、連携は考えないのか。今まで所管課同士で調整等したことはないのか。	双方の課で調整等をしたことはないが、路上喫煙は指導することまでであり、放置自転車は最終的に自転車の撤去まで行っている。放置自転車は停めてから持ち主が戻ってくるまで見張っていると思うが、その間に路上喫煙のほうも見るというのは困難であるとする。	
10	喫煙所について	市外では喫煙所をガラスのパーテーションなどで囲っている場所もあるが。	川口駅東口の2箇所の喫煙所に関しては、パーテーションの設置をしている。	
11		喫煙できる場所でも、また違った側面での周辺の臭いの問題も出てくる。	喫煙所も密閉はできないため、風向きによっては臭いがでてしまうことはある。	





◎追加項目(第3回委員会で  
回答)

番号	委員の要求	回答方法	回答内容
1	周知の方法について、現在やっていることと、今後どういう方法があるのか検討したものを回答してほしい。	説明	現在は、巡回パトロールの実施、路面シール、啓発フラッグ、禁止地区の範囲を表示した看板の設置、駅頭キャンペーンなどのほか、ホームページの掲載、広報かわぐち、環境部広報紙により周知している。 今後は、これらに加え、キャストビジョンや西川口の電光掲示板などの活用を検討する。
2	指導員から注意を受けただけだとまた繰り返すのではないかと。罰則があることで効果があると思われるが、川口市が罰則を設けない理由はなにか。	説明	路上喫煙を無くしていくためには、喫煙者のマナー向上が必要である。本市の条例では、喫煙マナーについて、罰則をもって向上を促すのではなく、喫煙者の気付きにより自発的な向上を促していくことが望ましいとの考え方をとっており、罰則を設けていないものである。
3	放置自転車対策との連携について、双方の所管課で話し合ってください。	説明	路上喫煙防止業務においては、パトロール員が清掃作業も併せて実施しており、また、路上喫煙者を発見した場合、即時の指導を必要としている。 放置自転車防止業務においては、放置自転車への警告札等の貼付、放置後の経過時間の確認及び撤去実施の際のトラックへの積み込みを一連の作業として行っている。撤去した自転車は、手数料と引き換えに自転車を返還しているため、作業中に瑕疵があった場合、トラブル発生のおそれがあり、厳格に行っている。 このため両業務を兼務することは、作業負担が過大となり、対応がおろそかになる恐れがあり、難しいものと考えている。
4	喫煙場所の整備と対策について。(現在の整備状況、注意を受けた場所と喫煙所との位置関係、禁止地区であることを認識していたかを調査してほしい。)	説明資料	指定喫煙場所は、川口駅の東口に2箇所、西口に2箇所、東川口駅の北口に1箇所、南口に2箇所設置している。 平成29年4月から6月までの両駅周辺の指導実績では、喫煙者が特に目立つ場所として、川口駅周辺では、キュボラ広場周辺、西口ロータリー周辺、東川口駅周辺では、指定喫煙所と隣接しているエレベーター周辺が報告されている。その他、喫煙所をはみ出している喫煙者に対する指導が多くなっている。

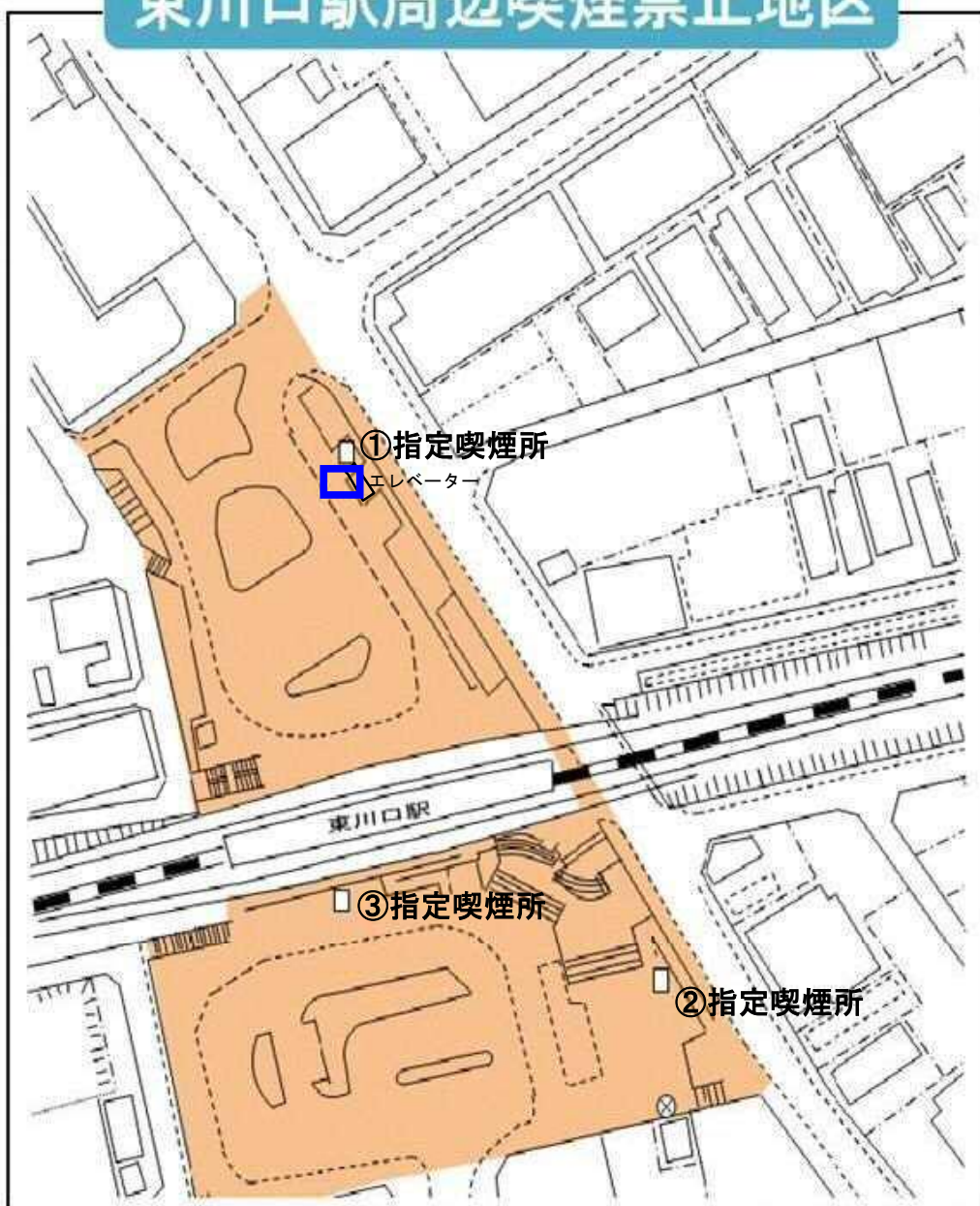
追加項目 4 喫煙所と指導実績位置図について




路上喫煙禁止地区指定年月日

- |   |             |   |             |   |
|---|-------------|---|-------------|---|
|  | 平成17年12月 1日 |  | 平成19年10月 1日 | ①～④ 指定喫煙所   |
|  | 平成18年11月 1日 |  | 平成22年 7月16日 |  指導実績が多い場所 |

# 東川口駅周辺喫煙禁止地区



-  平成24年7月1日に指定した禁止地区
- ①～③ 指定喫煙所
-  指導実績が多い場所

路上喫煙禁止地区における指導対象者への禁止地区認識度調べ結果 7/25～31 実施

(東川口駅は、7/27～31)

	指導者数	知っていた		知らなかった		無 回 答	
		人	%	人	%	人	%
川 口 駅	34	26	76.4	4	11.8	4	11.8
西川口駅	11	8	72.7	3	2.7	0	—
東川口駅	17	9	52.9	8	47.1	0	—
合 計	62	43	69.4	15	24.2	4	6.4